

PFIの現状と課題について

平成20年5月27日

内閣府 民間資金等活用事業推進室

1 我が国PFIの枠組みと現況

PFI推進の枠組み

PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

H 1 1. 9 施行
H 1 3. 1 2 一部改正
H 1 7. 8 一部改正

<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

基本方針(H12. 3総理府告示)

PFI法4条に基づき、内閣総理大臣が策定。PFIの理念とその実現のための方法を示す。

ガイドライン

PFI事業を実施する上での実務上の指針

- ①プロセス(H13. 1公表、H19. 6改定)
- ②リスク分担等(H13. 1公表)
- ③VFM(Value For Money)(H13. 7公表、H19. 6改定)
- ④契約(H15. 6公表)
- ⑤モニタリング(H15. 6公表)

PFI推進委員会(H11. 9設置)

PFI法21条に基づき内閣府に設置：9人の学識経験者で構成

最近の開催状況：平成19年 6月 第14回PFI推進委員会開催

平成19年7月～11月 PFI推進委員会総合部会を計8回開催

平成19年11月 第15回PFI推進委員会開催

平成20年1月 第16回PFI推進委員会開催

平成20年2月 PFI推進委員会第23回総合部会

PFI法の概要

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用とした公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 公益的施設(公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等

公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針(第4条)

PFI推進委員会の議を経て内閣総理大臣が策定。
PFIの理念とその実現のための方法を示す。

PFI推進委員会(第21条)

内閣府に設置、学識経験者から内閣総理大臣が任命。
基本方針等の審議等を行う。

<公共施設等の管理者等が実施>

実施方針の策定・公表
(第5条)

特定事業の選定
(第6条)

VFM評価
(第8条第1項)

民間事業者の選定
(第7条)

総合評価方式が原則
(第8条第2項)

選定事業の実施
(第10条)

支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第11条)
 - 行政財産の貸付け(第11条の2、第11条の3)
 - 国公有財産の無償使用等(第12条)
 - 無利子貸付け(第13条)
 - 資金の確保等及び地方債についての配慮(第14条)
 - 土地の取得等についての配慮(第15条)
 - 支援等(第16条)
 - 規制緩和(第17条)
- 等

VFMとは

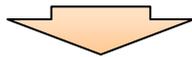
VFM(Value For Money)

支払に対するサービスの価値

VFMの最大化がPFI事業における要件の一つ

VFMがある(出る) (PFI事業の場合)

公共がサービスを直接提供するよりも、
民間に委ねた方が効率的
(安価 or 高品質)

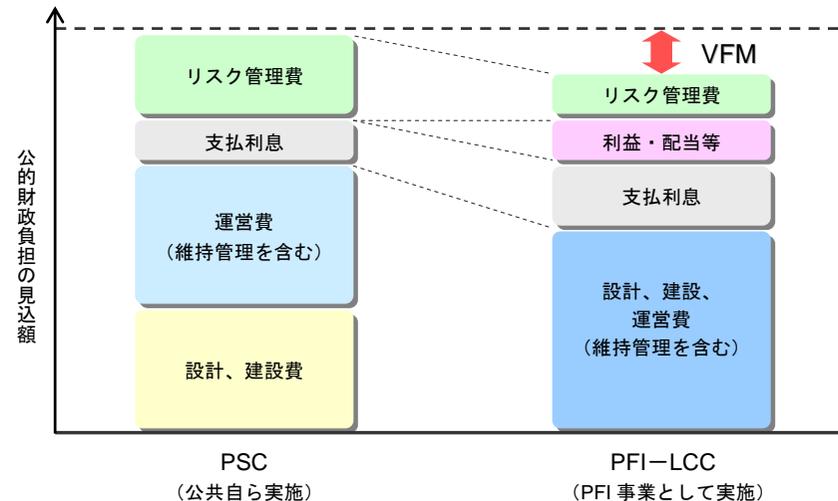


同一水準のサービスをより安く
同一価格でより上質のサービスを

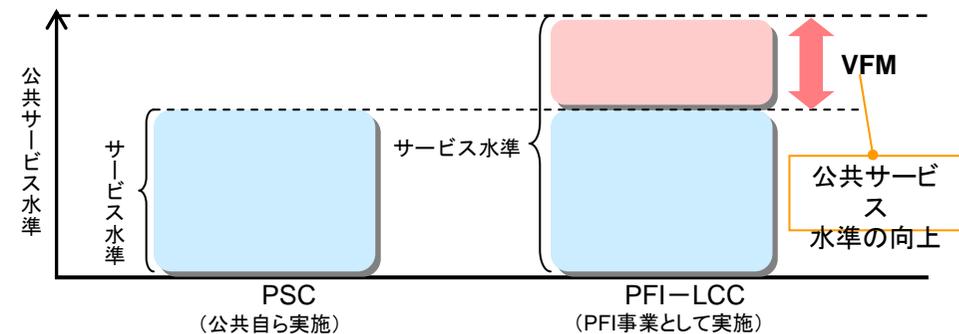
VFMの源泉

- ① 性能発注
- ② リスクの最適配分
- ③ 業績連動支払い
- ④ 競争原理

同一の公共サービスの提供水準の下で評価する場合



PSCとPFI事業のLCCが等しい前提の下で評価する場合



事業費の回収方法による分類

サービス購入型

PFI事業者が提供する公共サービスの対価として公共から支払われる料金で、PFI事業の事業費を賄っていく類型
⇒ 小中学校、庁舎、一般廃棄物処理場 など

いわゆる独立採算型

施設等の利用者から徴収する料金でPFI事業のすべての事業費を賄っていく類型
⇒ 駐車場、空港ターミナル、ケアハウス など

混合型

施設等の利用者から徴収する料金及び公共サービスの対価として公共から支払われる料金でPFI事業の事業費を賄っていく類型
⇒ 温泉、プール、市民会館 など

施設の所有形態による分類

BTO [Build - Transfer - Operate]

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)した後、施設の所有権を公共に移転(Transfer)し、施設の維持管理・運営(Operate)を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式

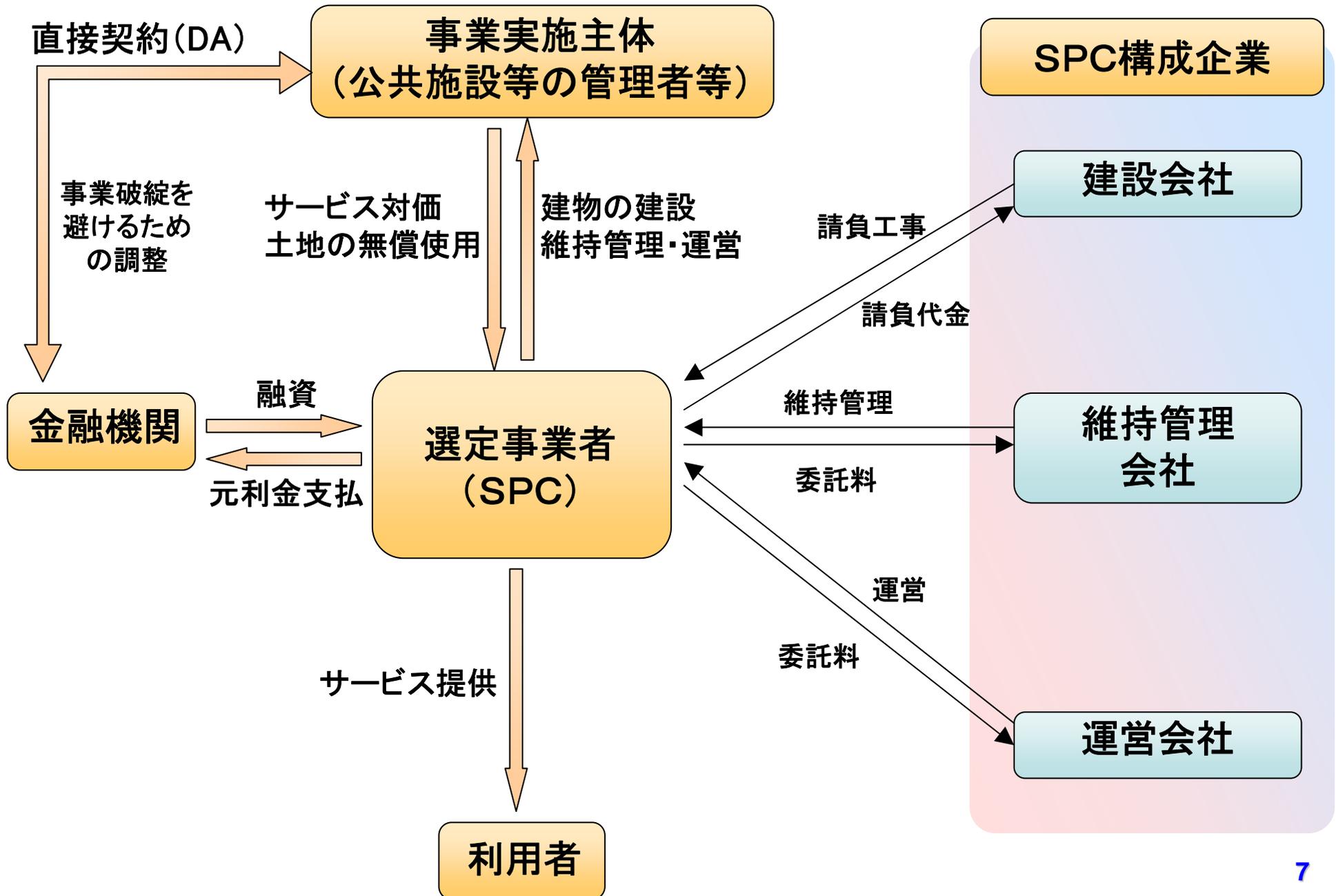
BOT [Build - Operate - Transfer]

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営(Operate)を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転(Transfer)する方式

BOO [Build - Own - Operate]

民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)・所有(Own)し、事業期間にわたり維持管理・運営(Operate)を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の方式

事業スキーム例(イメージ図)



分野別実施方針公表件数

※括弧内はサービスの提供が開始されている事業件数
 ※資料を基に内閣府PFI推進室が作成した。

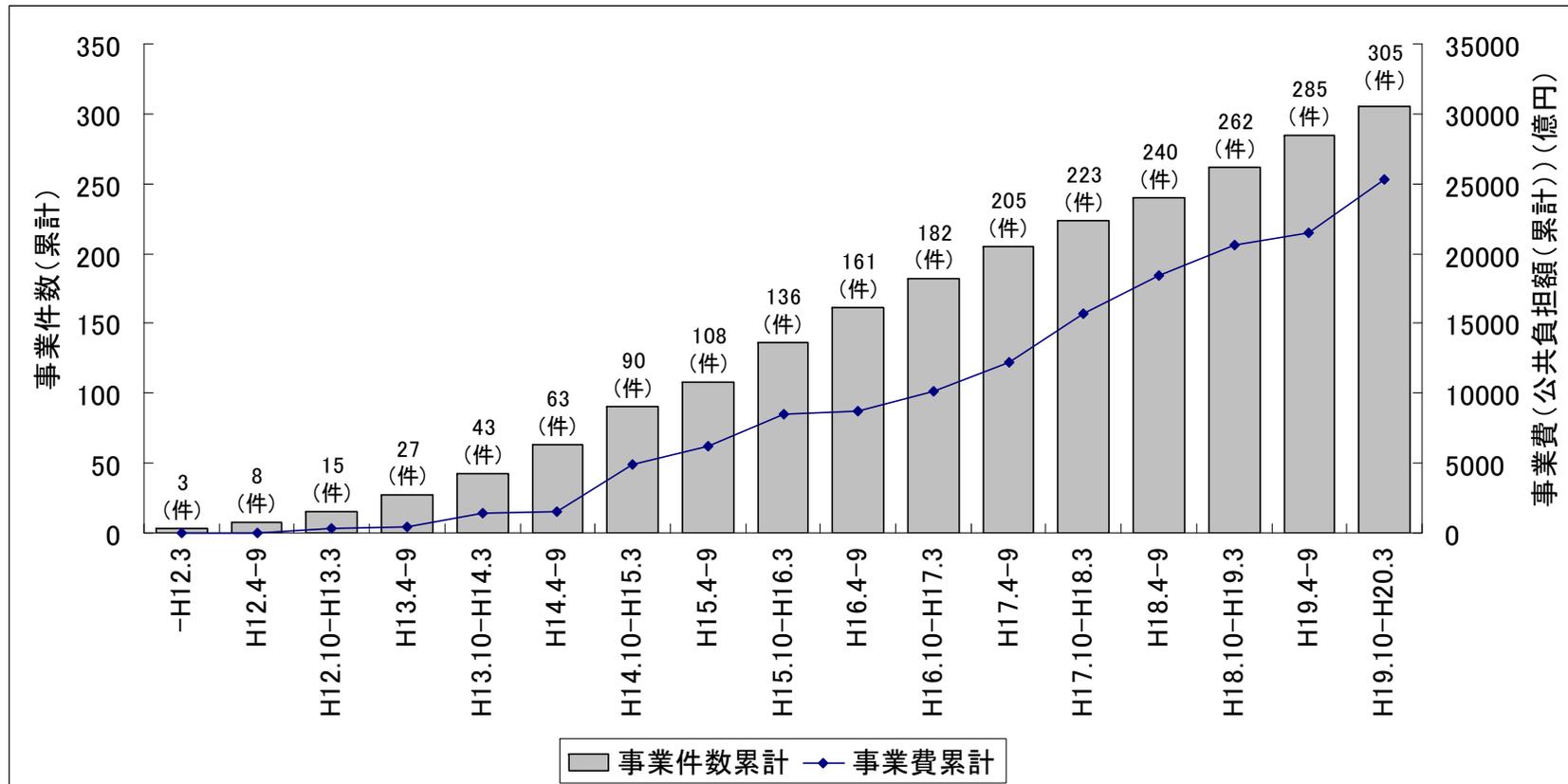
(以下特に出典の引用のないものは同様)

(平成20年3月31日現在)

分 野	事業主体別			合計
	国	地方公 共同体	その他	
教育と文化（文教施設、文化施設 等）	1 (1)	69 (29)	28 (27)	98 (57)
生活と福祉（福祉施設 等）	0	15 (11)	0	15 (11)
健康と環境（医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等）	0	52 (32)	2	54 (32)
産業（商業振興施設、農業振興施設 等）	0	14 (7)	0	14 (7)
まちづくり（道路、公園、下水道施設、港湾施設 等）	6 (1)	30 (21)	0	36 (22)
安心（警察施設、消防施設、行刑施設 等）	6 (4)	12 (2)	0	18 (6)
庁舎と宿舎（事務庁舎、公務員宿舎 等）	33 (16)	4 (3)	1 (1)	38 (20)
その他（複合施設 等）	2	30 (18)	0	32 (18)
合 計	48 (22)	226 (123)	31 (28)	305 (173)

PFI事業件数の累計(実施方針の策定件数)と 事業費(公表金額ベース)の累計

内閣府PFI推進室作成
(平成20年3月31日現在)



事業件数	事業費(公共負担額)
305件	2兆5,313億円

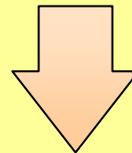
※1. 事業費については、事業者選定が行われた事業について実施主体から公表された落札価格、提案価格又は契約金額を計上したものであるため、一部で現在価値化されていない金額が含まれている場合がある。また、年度については、契約年度ごとに分類している(未契約の事業は最新年度に計上)。

我が国におけるこれまでの約8年間のPFI導入実績

これまでの約8年間のPFI導入実績
(平成11年度～19年度末)

国、地方、公共法人で実施方針等が公表された305件のうち、事業者決定等により公共負担額が決定したものは、173件、2兆5,313億円の事業規模

この場合、約23%(5,790億円)のVFMあり



PFI導入により、国、地方公共団体、公共法人を通じた国全体の財政再建に寄与

※資料を基に内閣府PFI推進室が作成。
(以下特に出典の引用のないものは同様)

事業者選定方式について

(平成20年3月31日現在)

